

隠岐の島町公告第 2 3 号

公募型プロポーザルの執行について

海の見える交流館周辺設計業務に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

令和 8 年 7 月 6 日

隠岐の島町長 池 田 高 世 偉

1. 業 務 名 海の見える交流館周辺設計業務
2. 業務内容 別紙「海の見える交流館周辺設計業務仕様書」による
3. 履行期限 契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日とする。

4. 参加資格要件等

本プロポーザルに参加できるものは、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規程に該当しない者であること。
- ② 業務提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規程による更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規程による再生手続きの申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規程による更生計画認可又は民事再生法の規程による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑥ プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前 3 号と同視し得る資本関係又は人的関係
- ⑦ 共同で提案する場合は、共同提案者となる者も上記①～⑥の項目をすべて満たしていること。

⑧ 類似した業務の実績を有していること。ただしその年次範囲は問わない。

(2) 応募者の構成

- ① 共同で提案する場合は、共同提案者に協力事務所等を加えることができるが、その協力事務所は他の参加者の提案者および共同提案者と重複することはできない。
- ② 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した再委託業務予定調書（様式第4号）を隠岐の島町に提出する。なお、再委託業務予定調書を提出する場合は、委託先が上記の参加資格の要件を満たしていること。

5. 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格となることがある。

- (1) 提出資料等が実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 海の見える交流館周辺設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に参加資格要件を有しなくなった場合

6. 事務局

隠岐の島町役場 都市計画課 都市整備係

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8580

E-mail : toshikei@town.okinoshima.shimane.jp

7. 実施方法、スケジュール等

「海の見える交流館周辺設計業務プロポーザル実施要領」による

8. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ア 参加申込書、業務提案書の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、審査委員会において行う。
- イ 本プロポーザルに関して、参加申込書及び業務提案書提出者が1名のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ウ 審査結果については、審査終了後、令和8年8月上旬頃にすべてのヒアリング参加者に対し、電子メールにより通知する。

(2) 審査委員会

	役職
委員長	隠岐の島町 商工観光課長
委員	隠岐の島町 建設課長
委員	隠岐の島町 保健福祉課長
委員	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課長
委員	海の見える交流館運営事業者
オブザーバー	隠岐の島町 都市計画課長

(3) 審査基準

業務提案書等の評価基準は以下のとおりである。

評価項目 1

評価項目	評価の着眼点	評価点
企業の経験・能力	(ア) 同種業務の実績 公共空間やランドスケープに関する設計業務、広場を含む屋外空間デザイン等の同種・類似業務の実績があること	10
	(イ) 住民参加型の計画づくり・合意形の実績 ワークショップ、社会実験等を通じて住民参加型の計画プロセスを構築・運営し、得られた意見や合意形成の結果を計画づくりに反映した実績があること	20
	(ウ) 企業の専門性・信頼性 ランドスケープ分野の業務経験や、ランドスケープに関する部門の建設コンサルタント登録等の保有状況が確認できること	5
執行体制	(ア) 業務実施体制の妥当性 業務遂行に必要な体制が整えられており、設計業務内容に応じた動員計画や実施方法が妥当であること	10
予定管理技術者の評価	(ア) 資格等要件 登録ランドスケープアーキテクト(RLA)、技術士資格(ランドスケープに関する部門)、RCCM 資格(ランドスケープに関する部門)等の関連資格の保有状況や、公共空間やランドスケ	5

	ープに関する設計業務の経験や活動実績から、本業務を適切に管理できる能力が確認できること	
合 計		5 0

評価項目 2

評価項目	評価の着眼点	評価点
業務実施方針	(ア) 業務に対する理解度および業務の実施方針 本業務の目的を踏まえ、交流館と広場の一体的な空間づくりに向けた基本方針や検討プロセスが明確であり、住民参加の進め方が適切で実現性が高いこと	1 0
業務工程計画	(ア) 業務工程計画の妥当性 業務量を適切に把握し、住民参加や関係者調整、設計検討等を確実に実施できる現実的な工程計画となっていること	1 0
課題に対する技術提案	(ア) 適格性 西郷港周辺まちづくりの理念を踏まえ、交流館と広場の将来の使われ方や生まれる活動を見据え、交流館との関係性や広場の特性、さらに将来の海側エリアとの連続性に配慮した適切な提案であること	2 0
	(イ) 実現性 提案内容が、広場の整備や運用を進めるうえで必要となる視点や条件を的確に踏まえており、住民・子どもたち・事業者など多様な立場から見ても、利用や活動が広がる姿が具体的にイメージできる内容となっていること。また、提案者が有する関連する経験や、適切な技術基準・資料等を踏まえ、提案内容に十分な説得力があること	2 0

	(ウ) 独創性 提案内容に、広場の特性や交流館との関係性を踏まえた新しい視点や工夫が盛り込まれており、地域の活動やにぎわいをより豊かにする独自性が認められること	10
ヒアリング	(ア) 説明内容 説明内容が、提案の意図や技術的な考え方を的確に伝えており、計画の妥当性や技術提案の適格性が十分に理解できるものであること	10
	(イ) 説明態度 説明の姿勢や態度が適切であり、業務に対する理解や意欲が感じられること	10
	(ウ) 質疑応答 質疑に対して過不足のない適切な回答が行われ、回答内容が提案の意図や技術的な考え方と整合していること	10
合計		100

9. 実施要領の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできる。

(URL : <https://www.town.okinoshima.shimane.jp/>)

10. その他

詳細は「海に見える交流館周辺設計業務プロポーザル実施要領」による